

(案)

番 号  
年月日

経済産業大臣 殿

原子力委員会委員長

東京電力株式会社福島第二原子力発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、  
3号及び4号原子炉施設の変更）について（答申）

平成15年2月17日付け平成14・07・05原第21号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適用については妥当なものと認める。